

令和8年度 高松市職員募集要項

〈事務（心理）・事務（短大・高校）・技術職（高校）・保育教育士・消防（短大・高校）・技能職員〉

【受験申込期間】令和8年8月17日（月）～令和8年9月4日（金）

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等	
事 務 (心 理)	1人程度	以下のいずれかの条件を満たす人 1 公認心理師の資格を有する人又は令和9年3月までに取得する見込みの人で、昭和62年4月2日以後に生まれた人 2 学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和62年4月2日以後に生まれた人 ※支援の必要な家庭に係る児童・保護者との相談業務等を主な職務内容とします。	
事 務 (短大・高校)	2人程度	学校教育法による高等学校以上を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成9年4月2日以後に生まれた人	
土木（高校）	2人程度	学校教育法による高等学校を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成11年4月2日以後に生まれた人（注5参照）	
自動車整備士	1人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人で、昭和52年4月2日以後に生まれた人 2 2級ガソリン自動車整備士及び2級ジーゼル自動車整備士の資格を有する人で、民間企業、国、地方公共団体その他団体等に勤務し、自動車整備士として四輪自動車の点検及び整備に従事した期間が、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの間で、通算して2年以上ある人（正社員、派遣社員、契約社員、パートなどの雇用形態は問いません。） 3 中型自動車免許を有する人又は令和9年3月までに取得する見込みの人	
保育教育士	5人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（更新を行っているもの）を有する人又は令和9年3月までに取得（失効した免許状の再授与申請を行うものを含む）する見込みの人で、平成6年4月2日以後に生まれた人	
保育教育士 【経験者対象】	1人程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状（令和4年7月1日時点で有効なもの）を有する人又は令和9年3月までに取得（失効した免許状の再授与申請を行うものを含む）する見込みの人で、昭和52年4月2日以後に生まれた人であるとともに、以下の施設（※）で次の1及び2の条件を満たす職務経験（注6参照）のある人 1 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、同一施設で保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が継続して6か月以上ある人。ただし、施設主体が同一の複数施設への継続勤務を含む。 2 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に、保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が通算して5年以上ある人 （※）子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園及び保育所）、同条第7項に規定する「小規模保育」及び同条第9項に規定する「事業所内保育」を行う施設	
消 防 (短大・高校)	3人程度	学校教育法による高等学校以上を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成9年4月2日以後に生まれた人	以下の条件を全て満たす人 1 高松市内又は消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 2 普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車のいずれかの運転免許証を持つ人又は令和9年3月までに取得する見込みの人（ＡＴ車限定は除く。）（注8参照） 3 次の身体的条件を満たす人 ①視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ②言語が明瞭で、十分発声のできること。 ③聴力が左右正常であること。
技能職員 (保育所・学校給食調理等)	11人程度	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、平成3年4月2日以後に生まれた人	
技能職員 (保育所・学校給食調理等) 【経験者対象】	7人程度	以下の条件を全て満たす人 1 学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業した人で、昭和56年4月2日以後に生まれた人 2 令和9年3月31日までの間に民間企業又は公的機関等における調理の職務経験が通算して（注6参照）5年以上ある人	

- (注) 1 申込みができる職種は1つに限り、申込受付後の変更は認められません。
 2 同時に募集している高松市職員募集要項<「事務【障がい者対象】>及びSPI 枠<事務（手話）・水産・薬剤師>との併願はできません。
 3 視覚障害その他の障害のため拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。

- 4 「事務（短大・高校）」、「土木（高校）」、「消防（短大・高校）」については、現在大学に在学中の人は受験できません。
- 5 「土木（高校）」については、高等専門学校3学年在学中の人（令和9年3月に3学年の課程を修了見込みの人）は受験できます。
- 6 職務経験が複数の場合は、職歴証明書等で確認できるものに限り、それらの期間を通算します（非常勤の職での勤務も含みます）。ただし、週の正規勤務時間が24時間未満の勤務、同一企業等で6か月未満の勤務及び育児休業、休職及び停職期間を除きます。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数が受験資格に満たない場合は試験に合格しても採用されません。
- 7 「事務（心理）」、「自動車整備士」、「保育教育士」、「保育教育士【経験者対象】」、「消防（短大・高校）」の第2次試験合格者は、受験資格等として記載している資格・免許等の証明書類の提出が必要です。（取得する見込みの人を除く。）証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 8 「消防（短大・高校）」の運転免許は、令和8年度に高等学校を卒業する見込みの人に限り、令和10年3月まで取得期間を猶予します。
- 9 「消防（短大・高校）」の身体的条件は、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認します。第2次試験に合格した場合でも身体的条件を満たさない場合は、受験資格を喪失します。
- 10 「消防（短大・高校）」を除く職種は、日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 11 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、併せて学校教育法第9条に規定する欠格条項のいずれかに該当する場合も受験できません。）
- 12 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、児童等に接する業務については特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

「保育教育士」とは、保育士証及び幼稚園教諭免許状を有する者で、保育又は幼児教育の業務に従事する高松市独自の職種名です。勤務地は、原則、高松市立の保育所、こども園、幼稚園のいずれかになります。

2 受験申込みの手続き

受験申込みはインターネットにより行ってください。

※申込みは1回に限ります。

※持参及び郵送での申込みは、受け付けません。

【申込み方法】

- (1) 高松市ホームページから受験申込みをしてください。
「くらしの情報」→「市の取組み」→「職員採用」→「職員採用」→「高松市職員採用情報」→「募集要項」に掲載しているURLから申込みをすることができます。
【高松市ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/index.html>】
- (2) 受験申込み後に、メールにてサインアップの通知が届きます。
ログインIDとパスワードを入力して、高松市職員採用システムにログインしてください。
※この段階では、登録完了していませんのでご注意ください。
- (3) 高松市職員採用システムにログイン後、「エントリー」ボタンをクリックし、本登録を行ってください。
※顔写真の登録等が必要になります。
- (4) 受験申込み完了後に、メールにて「本登録完了通知」が届きます。
- (5) 受験申込みを人事課にて受付後、メールにて受験票発行完了の通知をします。（数日かかる場合があります。）
高松市職員採用システムのマイページから確認し、印刷してください。
- (6) 9月7日（月）までに、受験票発行完了の通知が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

※第1次試験の成績開示を希望する場合のみ、高松市ホームページの募集要項のページから「職員採用試験成績通知請求書」をダウンロードし、受験申込みの際、添付してください。

3 受験申込期間

令和8年8月17日（月）から令和8年9月4日（金）まで

※9月4日（金）の申込み完了分まで有効です。（「本登録完了通知」が届いた時点で申込み完了とします。）

4 採用試験の方法、日時及び場所

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して、第3次試験は第2次試験の合格者に対して行います。ただし、職種によっては、第2次試験を省略する場合があります。（第1次試験の合格者に通知します。）

《第 1 次試験実施日時》

試験日	職 種	時 間	試験種目（配点）	試験時間
令和 8 年 9 月 2 7 日（日）	事務（短大・高校） 技能職員 技能職員【経験者対象】 自動車整備士	午前 9 時～ 午前 1 1 時 3 0 分	・教養試験（1 0 0 点）	・ 2 時間
	事務（心理）	午前 9 時～ 午後 2 時	・教養試験（5 0 点） ・専門試験（5 0 点）	・ 2 時間 ・ 9 0 分
	土木（高校）	午後 0 時 3 0 分～ 午後 2 時 3 0 分	・専門試験（1 0 0 点）	・ 9 0 分
	消防（短大・高校）	午前 9 時～ 午後 0 時 5 0 分	・教養試験（7 0 点） ・適性検査（3 0 点）	・ 2 時間 ・ 5 0 分
	保育教育士 保育教育士【経験者対象】	午後 0 時 3 0 分～ 午後 2 時 3 0 分	・専門試験（1 0 0 点）	・ 9 0 分

《第 1 次試験試験場所》

試験場所は次のいずれかになります。

- ① 高松市役所本庁舎
- ② 高松市防災合同庁舎

試験場所及び受験会場については、9 月 1 1 日（金）午前 1 0 時頃に高松市ホームページ（くらしの情報の新着情報）上で発表しますので、必ず各自で確認してください。

- (注) 1 試験場所及び日時は変更する場合があります。変更する場合は、市ホームページに掲載するとともに、9 月 1 6 日（水）までに、高松市職員採用システムにて通知します。
- 2 第 1 次試験当日は、午前 9 時（土木（高校）・保育教育士及び保育教育士【経験者対象対象】）については午後 0 時 3 0 分）から説明を始めますので、それまでに来場してください。なお、午前 8 時（土木（高校）・保育教育士及び保育教育士【経験者対象】）については正午より前に会場に入ることはいけません。
- 3 いずれの試験種目も択一選択式です。

《第 1 次試験の持参物》

- ☐ 受験票（第 1 次試験の当日に受験票がない場合は受験できません。）
- ☐ 鉛筆（5 本以上、HB 推奨、シャープペンシル不可）、消しゴム

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限りです。携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

（試験種目ごとの内容）

試験種目	試験内容と出題分野	
教養試験	公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。	
専門試験	職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。出題分野は以下のとおりです。	
	事務（心理）	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学等
	土木（高校）	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工
	保育教育士 （【経験者対象】も含む。）	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健、障害児保育等の保育教育士としての専門知識
適性検査	職務を遂行するために必要な素質及び適性について検査します。	

《第 1 次試験の合格発表 1 0 月 9 日頃》

高松市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にメールにて通知しますので、高松市職員採用システムのマイページから確認してください。

《第 2 次試験 1 0 月下旬～1 1 月上旬》実施日は第 1 次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験 「土木（高校）」以外の職種：集団面接等
「土木（高校）」：個別面接
- ・体力測定 「消防（短大・高校）」のみ実施（職務を遂行するために必要な体力の測定）
- ・実技試験Ⅰ 「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」のみ実施（身体表現、音楽）
- ・実技試験Ⅱ 「技能職員」及び「技能職員【経験者対象】」のみ実施（調理）

《第 3 次試験（「土木（高校）」以外の職種）》実施日は第 2 次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験 （個別面接）
- ・身体検査 「消防（短大・高校）」のみ実施（医療機関で検査を受け、本市所定の身体検査書を提出していただきます。）

※それぞれの試験成績が一定以下の場合は、合格者なしとする場合もあります。

5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者 : 各試験の不合格者（不合格となった試験の成績のみ通知します。）
- ・通知時期と方法 : 各試験の合格発表日以後、高松市職員採用システムより通知します。

※第 1 次試験の成績開示を希望する場合は、本募集要項における「2 受験申込みの手続き」を参照して、受験申込時に「職員採用試験成績通知請求書」を添付してください。なお、請求期間は合格発表後一か月以内とし

ます。

※第2次試験以降の「職員採用試験成績通知請求書」の提出方法については、それぞれの試験において案内します。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和9年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

（補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

（採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合には、試験に合格しても採用されません。

- ・令和9年3月31日までに受験資格等に記載の学校等を卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・資格・免許が必要な職種で同資格・免許を取得する見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合（令和9年に実施される国家試験に不合格の場合など）
- ・職務経験期間が証明できない場合等、受験資格に満たない場合
- ・地方公務員法第16条（1の注11参照）の欠格条項のいずれかに該当することとなった場合（「保育教育士」及び「保育教育士【経験者対象】」の受験者は、学校教育法第9条に規定する欠格条項のいずれかに該当する場合を含む。）

7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

（勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。）

（給与）

令和8年7月現在の初任給（地域手当を含む。）は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

職 種	初 任 給	
事務・土木	大学卒	247,104 円
	短大卒	231,504 円
	高校卒	214,968 円
自動車整備士		211,744 円
保育教育士 （「【経験者対象】」を含む。）	大学卒	247,104 円
	短大卒	231,504 円
消防	短大卒	244,400 円
	高校卒	228,176 円
技能職員（「【経験者対象】」を含む。）		208,312 円

※上記の「事務」については、「事務（心理）」を含みます。

（勤務場所）

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、保育所・こども園・幼稚園、保健所、消防局、小中学校の給食調理場など

8 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません。（近隣の有料駐車場等を利用してください。）
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、試験当日の午前7時30分までに、高松市役所ホームページ（くらしの情報の新着情報）に掲載します。

9 申込み・問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144
FAX 087-839-2190
MAIL jinji@city.takamatsu.lg.jp